

原子力災害に備えたひたちなか市
屋内退避及び避難誘導計画に係る基本方針
(対象原子力施設：再処理施設， J R R - 3)

令和6年2月

ひたちなか市

目次

はじめに

1. 広域避難の基本的事項

- (1) 原子力災害対策重点区域
- (2) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置
- (3) 屋内退避
- (4) 避難先の設定
- (5) 避難手段及び避難経路等
- (6) 緊急時モニタリング

2. 避難体制の基本的事項

- (1) 一般住民の避難体制
- (2) 学校等の児童生徒等の避難体制
- (3) 社会福祉施設等入所者，病院等入院患者の避難体制
- (4) 在宅の避難行動要支援者の避難体制
- (5) 観光客等の一時滞在者の避難体制

3. 住民への広報体制等

- (1) 国，県等との連携
- (2) 広報媒体の効果的活用
- (3) 分かりやすい広報
- (4) 広報の内容等

4. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

- (1) 安定ヨウ素剤の配布・服用の指示
- (2) 安定ヨウ素剤の緊急配布
- (3) 避難退域時検査

5. 避難所の開設・運営等

- (1) 避難所の開設と運営
- (2) 駐車場の確保
- (3) 避難物資の確保
- (4) 避難状況の確認
- (5) 避難が長期化した場合の対応

6. 複合災害への当面の対応

- (1) 第二の避難先の確保
- (2) 代替経路の選定
- (3) 原子力災害の同時発災時

7. 今後の課題

はじめに

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として、国の防災基本計画等が修正され、試験研究用等原子炉施設、加工施設及び再処理施設(以下、試験研究炉等)の原子力施設の原子力災害重点区域に含まれる市町村は、当該区域外への「屋内退避及び避難誘導計画」の策定が求められた。

本市の「屋内退避及び避難誘導計画」は、ひたちなか市地域防災計画の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、地域防災計画に拠るものとし、国が定める「原子力災害対策指針」、茨城県の「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」及び「試験研究炉等に係る原子力災害に備えた茨城県屋内退避及び避難誘導計画ガイドライン」と整合を図り策定するものとする。

本計画は、ひたちなか市地域防災計画(原子力災害対策計画編)に基づき、試験研究炉等において、緊急事態が発生、又は発生するおそれがある場合に、ひたちなか市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を的確なものとするために必要な事項を定めるものである。

本計画の「基本方針」は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、関係機関等との協議・検討及び検証を踏まえ、実効性のある「屋内退避及び避難誘導計画」の策定を目指すものである。

1. 広域避難の基本的事項

(1) 原子力災害対策重点区域

「原子力災害対策指針」において、住民等に対する被ばくの防護措置を短時間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとしている。

○本市に影響の及ぶ可能性のある試験研究炉等

対象事業所	原子炉施設等
機構核燃料サイクル工学研究所	「再処理施設」
機構原子力科学研究所	「JRR-3」

○原子力災害対策重点区域

「原子力災害対策指針」において、上記2施設の原子力災害対策重点区域の範囲は、原子炉施設等から5km圏内を「緊急防護措置を準備する区域」（以下、UPZ※）としている。

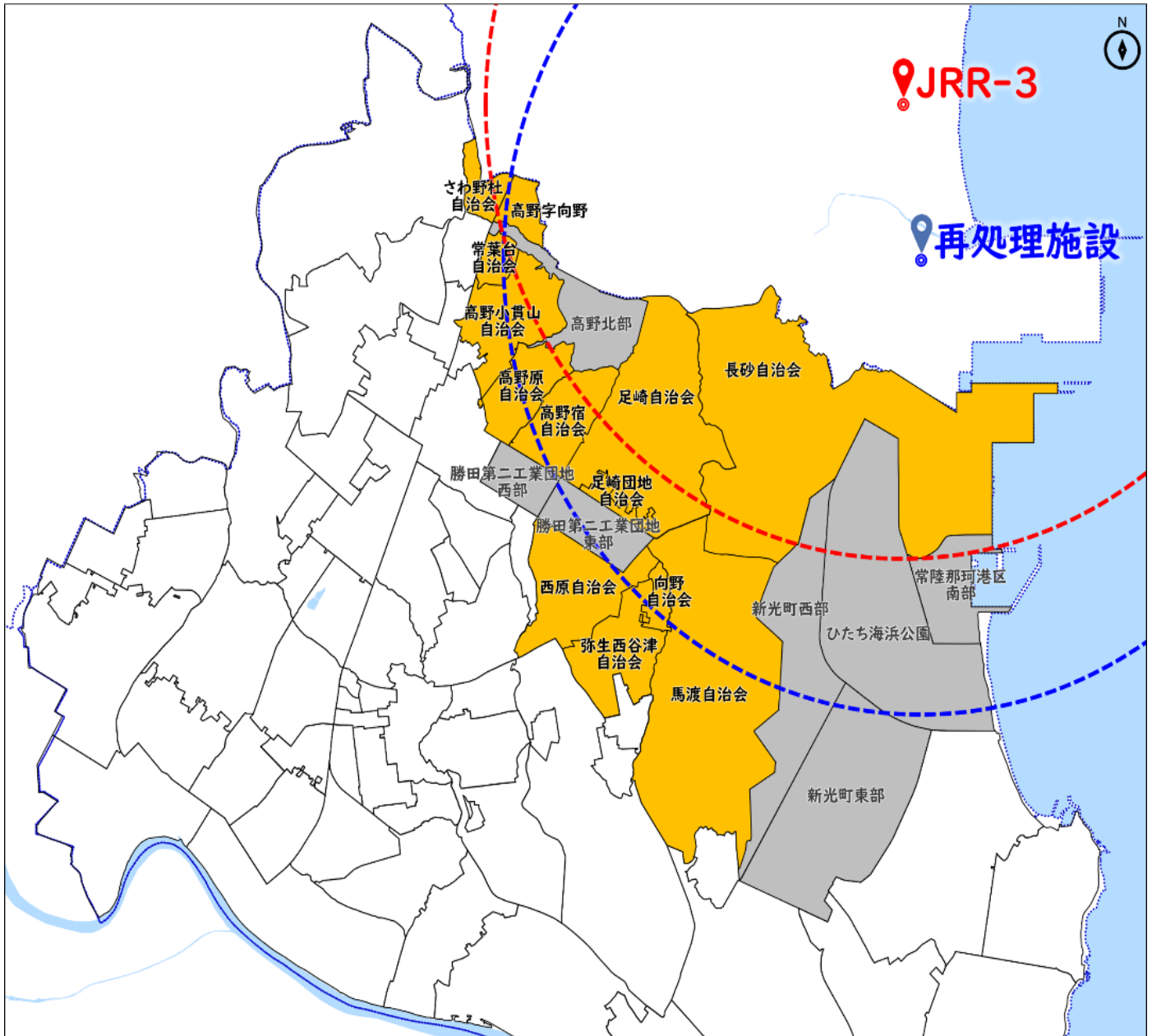
※UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

○対象地域等

原子力災害対策重点区域		
区域の範囲	対象地域	対象人口 (R2国調)
UPZ 約5km	さわ野杜自治会、常葉台自治会、高野小貫山自治会、高野原自治会、高野宿自治会、高野字向野、高野北部、勝田第二工業団地西部、勝田第二工業団地東部、足崎自治会、足崎団地自治会、西原自治会、長砂自治会、向野自治会、弥生西谷津自治会、馬渡自治会、新光町西部、新光町東部、ひたち海浜公園、常陸那珂港区南部	24,015人

- ・UPZ 5km圏に一部でも含まれる地区を設定する。
- ・本市においては、「再処理施設」「JRR-3」の2施設における原子力災害対策重点区域の範囲を同じとする。

【原子力災害対策重点区域の位置図】



●原子力災害対策重点区域の範囲

…再処理施設・JRR-3のUPZ：約5km

●対象地域

…「さわ野杜自治会，常葉台自治会，高野小貫山自治会，高野原自治会，高野宿自治会，高野字向野，高野北部，勝田第二工業団地西部，勝田第二工業団地東部，足崎自治会，足崎団地自治会，西原自治会，長砂自治会，向野自治会，弥生西谷津自治会，馬渡自治会，新光町西部，新光町東部，ひたち海浜公園，常陸那珂港区南部」

※ 対象地域は，再処理施設かJRR-3のいずれかのUPZに一部でも含まれる避難単位としている。

※ 避難単位は，自治会区域を基本とする。

※ 自治会未結成区域については，大字や小学校区，土地利用状況を勘案し，隣接する自治会に含めるか，別個の区域を設定している。

※ 上記の対象地域のうち，灰色の部分は，居住者がいない地域。

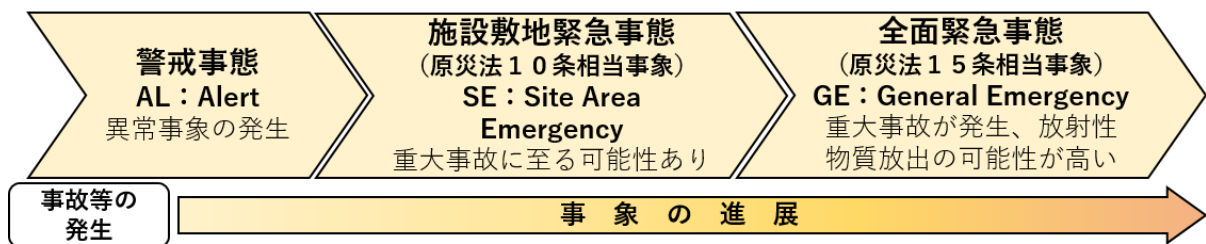
(2) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

市は、試験研究炉等において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、国、県からの指示又は独自の判断により、防護措置の実施対象地域に対して、必要に応じた防護措置を指示しなければならない。

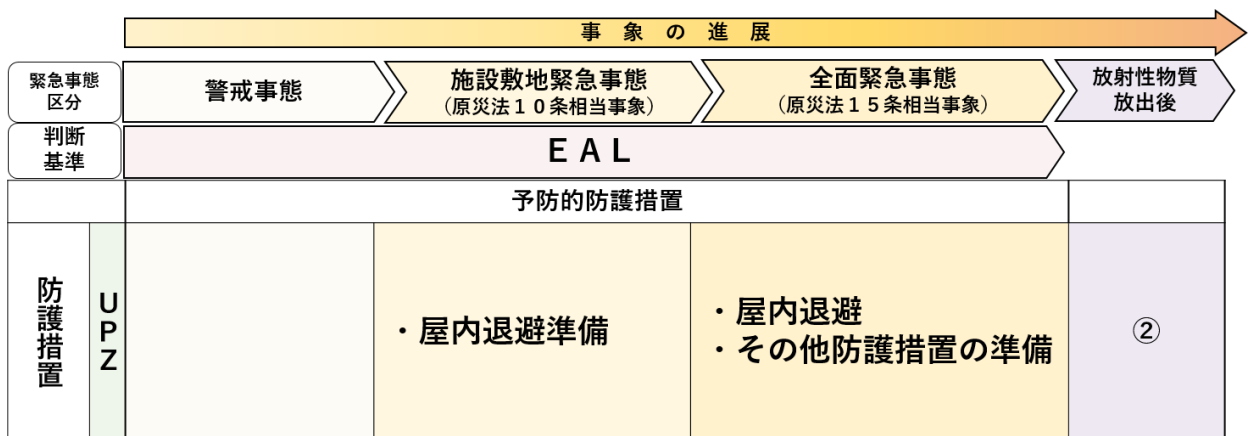
そのため、国の「原子力災害対策指針」において、事故等が発生した場合、防護措置を迅速に実行できるような意思決定の「枠組み」を構築するとしている。

①放射性物質放出前の枠組み

- ・放射性物質の放出前である初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定する。この緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準を「EAL」という。
- ・EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
- ・緊急事態区分は、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3段階に区分し、各区分に応じた防護措置を段階的に実施する。



- ・緊急事態区分に応じた防護措置のフロー



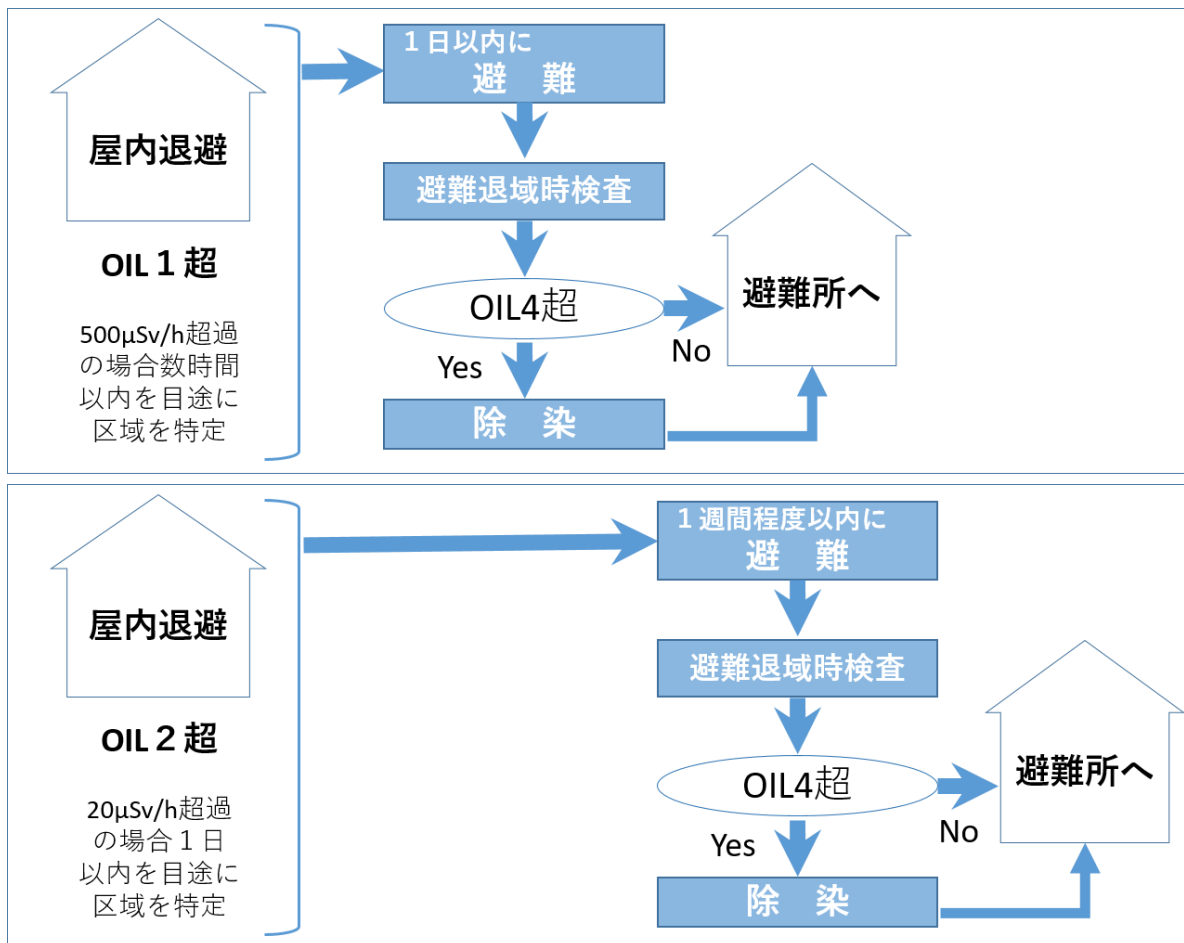
②放射性物質放出後の枠組み

- ・防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準が空間線量率等の原則計測可能な値で定められている。放射性物質放出後は、この基準に照らし合わせ必要な「緊急防護措置」を実施する。

- ・O I L (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
O I L 1	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施
O I L 2	20 μ Sv/h	1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
O I L 4	β 線 : 40,000cpm	避難者等へ避難退域時検査を実施。基準を超える場合は除染を実施

- ・O I Lに応じた防護措置のフロー



(3) 屋内退避

屋内退避とは、壁や屋根などの建物の気密性と遮へい効果により、放射線による影響を回避したり低減させることができる防護措置である。

放射性物質が放出された場合、屋外で行動していると、かえって被ばくリスクが高まるおそれがある。

屋内退避の指示が出た場合は、被ばく線量を少なくするためにも直ちに屋内退避をすることが大切であり、避難時の混乱や事故を防ぐことにもつながるとされている。

○屋内退避のときの注意点

- ・ドアや窓を閉め、換気扇などを止め、屋外からの空気を入れない。外気導入型のエアコンを使用している場合は停止する。ペットは屋内に入れる。
 - ・外から帰ってきた人は、顔や手を洗う。うがいをする。衣類を着替える。(着替えた衣服はビニール袋等に入れて保管する。)
- ※屋内退避は数日間継続することもあるため、日頃から食料や飲料水の備蓄が大切となる。

○避難が必要な場合（屋外での被ばくの防ぎ方）

- ・内部被ばくを防ぐため帽子やレインコートなどで皮膚の露出を少なくする。
- ・マスク、タオルやハンカチなどを水に濡らして固くしぼり、口や鼻を覆う。

(4) 避難先の設定

放射性物質放出後は、O I Lの基準に照らし合わせ必要な「緊急防護措置」を実施することになる。O I Lの基準に照らし合わせ「避難又は一時移転」が必要となった場合、住民等は避難先に避難をすることになるため、緊急時に住民等が避難先に円滑に避難できるよう、市は、あらかじめ地域ごとに避難先を定め、周知しておく必要がある。

○避難単位

- ・原子力災害対策重点区域に設定された対象地域をそれぞれ「避難単位」とする。

○避難先設定の考え方

- ・避難先は、避難先からの更なる避難を避けるため、原子力災害対策重点区域外とする。

○基幹避難所又は避難中継所

- ・避難単位を地区別とし、自治会などのまとまりのある単位で避難所を確保することにより、避難先においても地域コミュニティの維持を図ることを基本とする。
- ・住民等は避難が必要となった場合、自治会エリアごとに定めた基幹避難所又は避難中継所に避難する。このため、市は、分かりやすい施設を基幹避難所又は避難中継所として設定し、住民等が円滑に避難することができる避難誘導・受入体制づくりに努める。
- ・避難対象となった地区の避難者を全て受入れるためには複数の避難所が必要となるが、避難所は全施設を一斉に開設するのではなく、避難者数に応じて順次最寄りの避難所を開設するものとする。
- ・つまり、避難となった場合、住民等は自治会エリア毎に設定した基幹避難所又は避難中継所を目指すこととし、基幹避難所においては、受入れ人数が超過する前に最寄りの避難所を順次案内をする。

一方、避難中継所では、避難受入れを行わないが、分かりやすい施設を避難中継所とすることで不慣れな場所での避難誘導を円滑にする。このことは、避難時の混乱を抑え、避難を円滑にすることを目的とした避難誘導の考え方である。

(5) 避難手段及び避難経路等

避難に当たっては、自家用車による避難を基本とする。自家用車で避難しないあるいはできない住民は、市が指定する一時集合場所へ移動した後、県が手配・配車するバス等により避難する。

避難経路については、幹線道路を基本とし、各地区の避難経路が錯そうしないよう留意して選定する。

○一時集合場所

- ・原子力災害時に自家用車避難を行うことが困難な住民等が、バス等により避難を行うために集まる場所である。
- ・一時集合場所の選定は、原子力災害対策重点区域内にある指定避難所を基本とする。
- ・地理的な要因及び放射線の影響を最小限に抑えるという目的を考慮し、一時集合場所へは、滞在場所から最寄りの一時集合場所へ移動するものとする。

【避難先及び避難経路等】

避難単位	一時集合場所	基幹避難所 (水戸市は避難中継所)	主な避難経路
馬渡自治会	前渡小学校 総合体育館	那珂湊コミュニティセンター (鍛冶屋窪 3566)	県道 265 号⇒県道 108 号
弥生西谷津自治会	勝田中等教育学校	ひたちなか市	松戸体育館 (松戸町 2 丁目 6-1)
さわ野杜自治会	笠松運動公園 佐和高等学校		佐野コミュニティセンター (高場 190)
高野原自治会	高野小学校	水戸市	水戸市総合運動公園 (見川町 2256)
高野宿自治会	高野小学校		国道 6 号⇒国道 50 号
高野小貫自治会	高野小学校		国道 6 号⇒国道 50 号
高山常葉台自治会	高野小学校		国道 6 号⇒国道 50 号
高野字向野	高野小学校		国道 6 号⇒国道 50 号
長砂自治会	長砂転作推進センター 勝田第三中学校	小美玉市	四季文化館 (部室 1069)
向野自治会	前渡小学校		小川文化センター (小川 225)
足崎自治会	勝田第三中学校	石岡市	ふれあいの里石岡ひまわりの館 (大砂 10527-6)
西原自治会	勝田中等教育学校		石岡第二高等学校 (府中 5 丁目 14-14)
足崎団地自治会	前渡コミュニティセンター	かすみがうら市	旧志筑小学校 (中志筑 2112)

(6) 緊急時モニタリング

避難や一時移転等の防護措置を迅速に実施する必要があるため、国は県等と協力して緊急時モニタリング実施計画に基づいて、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを実施する。

OIL 1 及び OIL 2 のためのモニタリングは、以下のモニタリングポストにより避難単位とのひも付けを行う。

○再処理施設，JRR-3 のひも付け

避難単位	モニタリングポスト
さわ野杜自治会	押延局（東海村）
常葉台自治会	
高野小貫山自治会	
高野原自治会	
高野宿自治会	
高野字向野	
高野北部	
勝田第二工業団地西部	
足崎自治会	馬渡局，長砂局
足崎団地自治会	
西原自治会	
長砂自治会	
向野自治会	
弥生西谷津自治会	
勝田第二工業団地東部	
馬渡自治会	
新光町西部	常陸那珂局
新光町東部	
ひたち海浜公園	
常陸那珂港区南部	

(参考) 市内の線量率の測定地点

・ 県設置モニタリングステーション

馬渡局 (勝田第三中学校), 常陸那珂局 (自動車安全運転センター), 阿字ヶ浦局 (阿字ヶ浦ふれあい交流館), 堀口局 (堀口小学校), 佐和局 (佐野中学校), 柳沢局 (那珂湊コミュニティセンター柳沢館)

・ 事業所設置モニタリングポスト

長砂局 (長砂転作推進センター), 高野局 (高野小学校)

・ 簡易型電子線量計

津田小学校, 長堀小学校, 那珂湊中学校, 金上ふれあいセンター

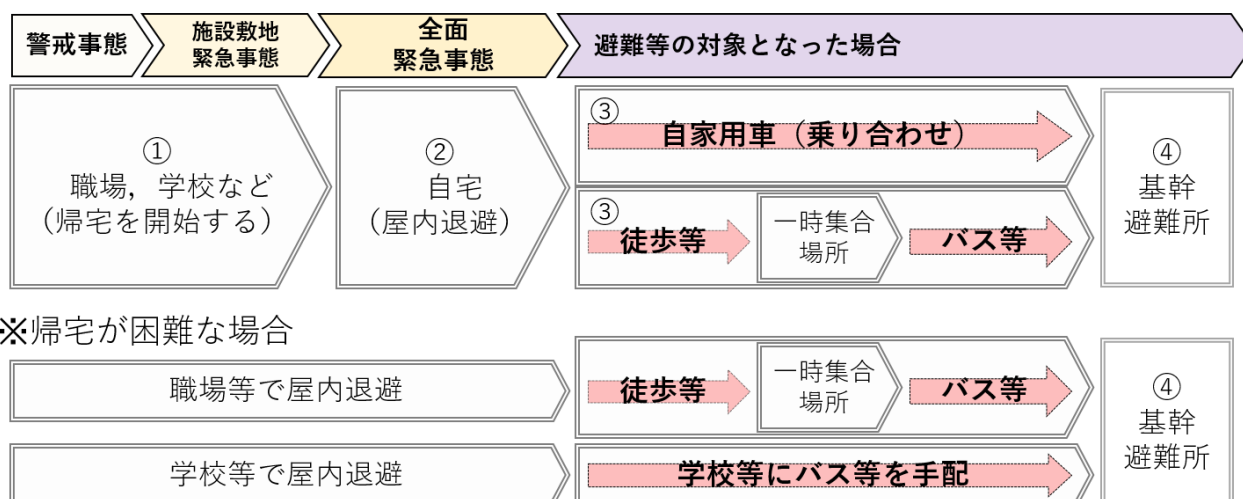
2. 避難体制の基本的事項

(1) 一般住民の避難体制

原子力災害対策重点区域における一般住民の基本となる避難体制は以下のとおりとする。

- ①警戒事態又は施設敷地緊急事態の段階から自宅に帰宅する。
- ②全面緊急事態となり屋内退避の指示が発せられた段階で屋内退避を実施する。
- ③その後、事故の進展によって避難等の対象となった場合は、できるだけ乗り合わせの上で、自家用車で避難をする。自家用車を持たない（使用しない）場合は、一時集合場所へ移動した後、県や市が手配したバス等により避難をする。
- ④避難をするに当たっては、基幹避難所又は避難中継所を目指す。

【基本フロー】



(2) 学校等^{※1}の児童生徒等^{※2}の避難体制

※1 学校等：保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいう

※2 児童生徒等：幼児、児童及び生徒をいう

帰宅に支障がある場合を除き、警戒事態の段階から、幼児・児童生徒を引渡しにより早期に帰宅させ、家庭において保護者ととともに屋内退避、避難準備等を行うことを原則とする。なお、保護者が引渡しに来られないなどの理由により学校等からの帰宅が困難な場合には、学校等において屋内退避を実施し、更に避難の必要が生じた場合は、学校等に手配されたバス等により避難を実施し、避難先にて保護者へ引き渡すものとする。

【学校等における基本フロー】



- ・学校等においても防護措置の実施は，UPZ内に位置する学校等がその対象となる。市では，学校等における引渡しについて，UPZ内外にかかわらず市内統一した対応とすることについて検討するものとする。

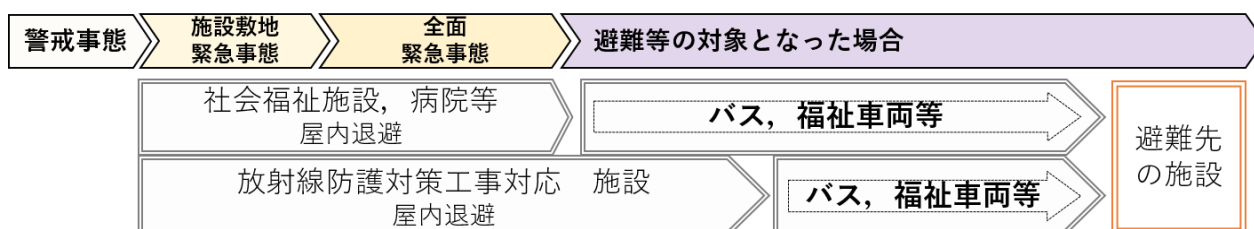
(3) 社会福祉施設等入所者，病院等入院患者の避難体制

社会福祉施設等入所者，病院等入院患者については，健康状態に配慮し，搬送・受入体制を整えた上で，あらかじめ定めたUPZ圏外の社会福祉施設等，病院等医療機関に移送をすることを基本とする。

このため，社会福祉施設等，病院等医療機関の管理者は，あらかじめUPZ圏外に避難先となる社会福祉施設等，病院等医療機関を確保するとともに，福祉車両等の移動手段の確保にも努めるものとする。

社会福祉施設等，病院等医療機関の管理者は，施設敷地緊急事態の段階から，あらかじめ定めた避難先に受入れを要請する。その後，避難又は一時移転の指示が発せられた場合，搬送及び受入側の受入体制が整った段階で避難を開始する。

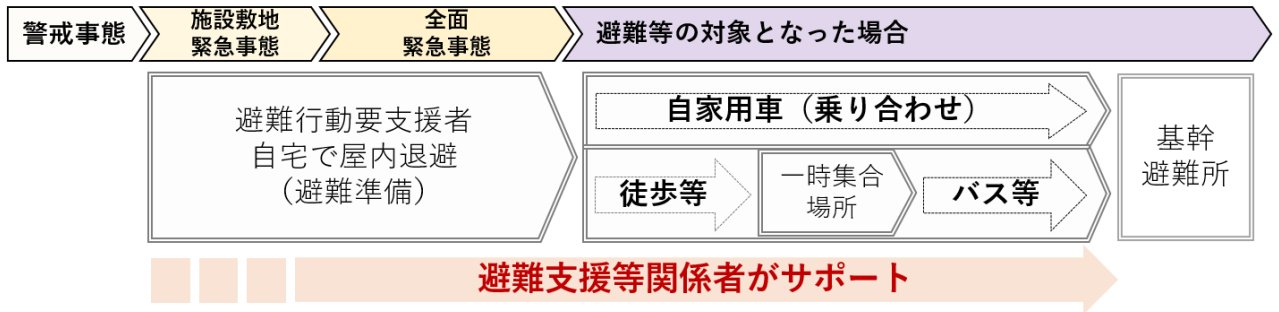
【社会福祉施設等の基本フロー】



(4) 在宅の避難行動要支援者の避難体制

健康状態に配慮し，避難支援等関係者（自主防災会，民生委員，消防団，自衛隊等）の支援を得て避難所へ避難する。その後，必要に応じて福祉避難所へ避難をする。

【避難行動要支援者の基本フロー】



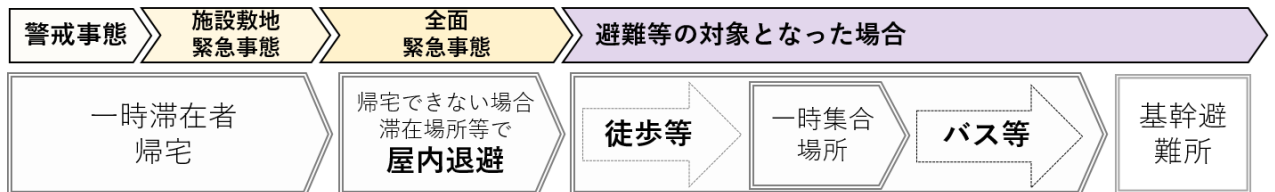
(5) 観光客等の一時滞在者の避難体制

観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態の段階で帰宅を勧告する。

避難又は一時移転の指示が発せられた段階で帰宅できない場合については、最寄りの一時集合場所から住民とともにバス等により避難する。

また、外国人への対応として、原子力災害の状況、必要な防護措置の情報等が正確に伝わるよう、様々な情報伝達手段を活用し、適切に情報提供を行えるよう配慮するものとする。

【一時滞在者の基本フロー】



3. 住民への広報体制等

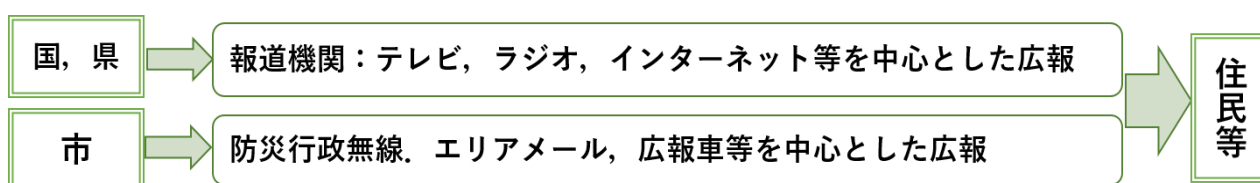
(1) 国，県等との連携

市は，流言，飛語等による社会的混乱を防止するため，住民等への情報提供及び報道機関への情報提供に関し，国，県，関係市町村，防災関係機関等と密接に連携して情報の一元化を図る。

また，放射性物質及び放射線による影響は，五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し，緊急時における住民等の混乱を抑え，異常事態による影響をできる限り低減させるため，住民等に対する確かつ迅速な広報を行うものとする。

(2) 広報媒体の効果的活用

市は，住民等への広報に関し，国，県等と連携のもと報道機関等の協力を得るとともに，防災行政無線，エリアメール，広報車，SNS等を効果的に活用する。



(3) 分かりやすい広報

市は，住民等の安全・安心を図るため，情報の発信元を明確にし，正確かつ分かりやすい情報の速やかな広報に努めることで，住民等の適切な判断と行動を支援する。

住民等への広報に当たっては，様々な情報伝達手段を効果的に活用して繰り返し広報を行う。さらに，情報の空白期間が生じることによる混乱等を防止するため，定期的な情報提供に努めるものとする。

また，視聴覚障害者や外国人等にも配慮し，報道機関等の協力を得て，テレビやラジオ等における字幕や文字放送，外国語による放送等を活用するものとする。

(4) 広報の内容等

○広報内容については、次の項目について広報を実施する。

- ・事故の状況，モニタリング結果等の環境への影響
- ・住民がとるべき防護措置（避難，屋内退避）
- ・一時集合場所，避難退域時検査実施場所
- ・安定ヨウ素剤の緊急配布及び服用
- ・市，国，県及び関係機関の対応状況
- ・その他必要と認める注意事項 など

○事故の各段階に応じて広報

- ・警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態に至った場合
- ・事故の状況等に大きな変化があった場合
- ・事態の進展により屋内退避等の防護措置が必要となった場合

○各段階の広報において，特に留意すべき点

①事故発生後，初期の段階

- ・「落ち着いて，指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

住民に具体的な行動を求める段階

- ・対象となる地域名，とるべき行動を具体的に示し，あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に，重点的な広報を行う。
- ・対象地域外では，対象地域でないことを明確にした上で，協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

③避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合

- ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し，措置の相違を具体的に説明する。

○避難先等における広報

- ・一時集合場所，避難経路上，避難先の避難所等においては，情報不足によるパニック等を回避するため，定期的に情報を提供できるよう，その体制について検討をする。

4. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

市では、原子力施設における事故発生後の緊急時において、保管する安定ヨウ素剤を必要な方に的確に配布することは困難であると考え。そのため、事故が起こった場合の防護措置として緊急時に即座に安定ヨウ素剤を服用できるよう、全市民を対象に事前配布を実施している。

(1) 安定ヨウ素剤の配布・服用の指示

放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで、甲状腺に蓄積される放射性ヨウ素の量を軽減させることができる。

○安定ヨウ素剤の配布

- ・市では、試験研究炉等の事故による緊急時においても即座に安定ヨウ素剤を服用できるよう、東海第二原発に対する防護措置として全市民を対象に事前配布を実施している。試験研究炉等に係る防護措置においても、事前配布をしている安定ヨウ素剤を活用する。

○服用指示

- ・全面緊急事態に至った後、国が原子力施設の状況や地域の放射線量を勘案し、避難と併せた防護措置の一つとして、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。
- ・市は、国の指示に基づき、住民に対して安定ヨウ素剤の配布・服用の指示をすることを基本とするが、独自の判断により配布・服用を判断することもあるものとする。

(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布

市では、市全域に安定ヨウ素剤を事前配布しているが、避難する際に手元に安定ヨウ素剤がない場合に備え、あらかじめ配布場所を定めた緊急時の配布体制についても検討をするものとする。

【緊急配布の対象者】

- ・事前配布している安定ヨウ素剤を受けとっていない方。
- ・受け取った安定ヨウ素剤を紛失してしまった方、外出中で手元にない方。
- ・通勤や観光などで市外から来ている方で全面緊急事態までに帰宅できない方。

○緊急配布場所の選定

配布対象者数や地理的な偏りが無い（集中しない）よう配慮するとともに、一時集合場所や避難経路上など、住民が避難の際に容易に立ち寄れる場所を選定する。

【配布の際の留意点】

- ・ 家族の代表者に配布するなど避難や服用自体を遅延させない工夫が必要である。
- ・ 住民が屋外に並ぶことを避けるなど、不要な被ばくを避けるための方策を講じる必要がある。

(3) 避難退域時検査

避難退域時検査は、避難対象となった住民等の放射性物質の付着（汚染）状況を確認し、汚染の拡大防止を図るための検査である。

避難退域時検査は、茨城県が国、指定公共機関、原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い住民等の検査を実施し、基準を超えた汚染があった場合には除染を実施する。

○避難退域時検査の場所

- ・ 検査について、市内への避難においては、原則として各基幹避難所にて実施する。
- ・ 市外への避難においては、市内に設定する避難退域時検査場所で検査を受けた上で市外へ避難するものとする。
- ・ 市外へ避難する場合の検査場所は、避難経路近隣の施設を選定するものとする。

検討施設（市外への避難）

「笠松運動公園、佐野運動ひろば、津田運動ひろば、総合体育館、那珂湊運動公園、那珂川グランド」

○検査の対象等

- ・ 対象は「車両」「住民」及び「その携行物品等」とする。検査は、まず、車両検査を実施する。車両検査の結果が基準値を超えた場合には、代表者検査を実施し、代表者検査の結果が基準値を超えた場合には、乗員全員の検査を実施するとともに、携行物品等の検査を実施する。
- ・ 検査の結果、基準値を超える場合には、簡易除染を行う。簡易除染をした後の再検査により基準値を超える場合には、県有施設及び原子力災害拠点病院に搬送し、

必要な処置を行う。

○必要な資機材及び要員の確保

- ・ 県は、必要な資機材について、県の資機材のほか、原子力事業者、日本原子力研究開発機構、原子力災害医療協力機関等の資機材を使用するものとし、今後、必要資機材数の試算を行い、不足が見込まれた資機材の確保について検討するものとする。
- ・ 県は、要員について、県職員のほか、原子力事業者、日本原子力研究開発機構、原子力災害医療協力機関等と協議しながら必要となる要員数を確保する。

5. 避難所の開設・運営等

(1) 避難所の開設と運営

市は、避難又は一時移転が必要になった場合、住民等の避難誘導及び避難所の開設、避難者の受入業務を行うものとする。

また、避難先自治体での避難者の受入れについては避難先自治体の協力を得るとともに、県有施設での避難者の受入れについては県が主体的に行うことを基本とする。

- ・市内の避難所の開設・運営：ひたちなか市職員が行う。
- ・避難先自治体の避難所の開設・運営：避難先自治体職員の協力を得る。

○避難受入れ

- ・基幹避難所又は避難中継所を優先的に開設し、他の避難所については開設準備を行う。

○避難所の運営

- ・避難所運営の長期化を考慮し、自主防災会や施設管理者への協力を呼びかけ、自主的な避難所運営を目指す。
- ・避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

○市外の避難所運営

- ・ひたちなか市は出来るだけ早期に職員を避難所に派遣し、受入自治体から避難所運営を引き継ぐ。
- ・受入れ期間を原則1か月以内とするが、事故の状況や避難所の利用状況等を踏まえ、受入れ期間を協議できるものとする。

(2) 駐車場の確保

本計画においては、自家用車での避難を基本としていることから、大型の駐車場がある公的な施設を駐車場として利用するなど、あらかじめその利用の可否等を協議するものとする。

(3) 避難物資の確保

市は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、市、県及び避難先の避難先自治体が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国に要請し迅速に確保するものとする。

また、食糧や資機材、物資の支援が、迅速かつ円滑に受けられるよう、県及び避難先自治体と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

(4) 避難状況の確認

市は、県と連携し、警察等の実働組織の協力を得て住民が避難済みであること等の確認を行い、市災害対策本部等で把握しておくものとする。

○避難者の所在確認

- ・市は、避難者の所在について、避難所に避難した住民については、避難者名簿により確認するものとする。また、避難所以外に避難した住民の所在の確認方法については十分な検討が必要であり、他の組織に協力を依頼する場合、個人情報の取り扱いには十分配慮するものとする。

○住民避難の確認

- ・避難する住民は避難する際に避難済であることを、また避難することが困難な住民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するよう広報するものとする。

(5) 避難が長期化した場合の対応

避難が長期化する場合に備え、国、県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整える。

また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより避難所の早期解消に努める。

6. 複合災害への当面の対応

自然災害及び原子力災害の同時発災など、複合的な災害を念頭に検討を進めることを基本認識とする。

(1) 第二の避難先の確保

自然災害等により避難先が使用できない場合に備えて、県があらかじめ第二の避難先を確保する。災害時の避難先候補地の被災状況を踏まえ、第二の避難先を柔軟に調整することとし、県が状況等を確認した上で避難先を決定する。

○第二の避難先候補地

発災した原子力事業所の所在地区から、隣接又は隣々接市町村域（原子力安全協定の市町村域）で第二の避難先候補地を確保する。

	隣接市町村・隣々接市町村
東海地区	水戸市，常陸太田市，常陸大宮市，那珂市，大洗町，城里町

(2) 代替経路の選定

避難経路に障害が発生するなどして正常な避難ができないことを想定し、避難先の方向に対し、既存の幹線道路のうち使用可能な道路を代替経路とする。なお、代替経路は原則2経路を選定するものとする。

(3) 原子力災害の同時発災時

東海第二発電所との同時発災の場合、住民の2段階の避難を避けるため、東海第二発電所の事故の事態が悪化する見込みであれば、東海第二発電所の防護措置を採ることとする。

7. 今後の課題

引き続き、関係市町村、国及び県と連携し、以下の主要な事項について検討を進め、順次反映させていくものとする。

- 避難先自治体との避難受入れに係る協議
 - ・避難受入れに係るルール作り，駐車場の確保，避難先での要配慮者への対応など
- 要配慮者（特に避難行動要支援者）の避難支援体制
 - ・実態把握，支援者の確保，福祉避難所の運営，バス及び福祉車両による避難者（＝必要台数）の把握
- 安定ヨウ素剤の配布体制
 - ・事前配布率の向上対策，緊急配布の効率的な実施
- 避難先における「避難者の把握」
- 緊急時における市職員の対応体制の検討

市だけでは解決できない広域的な課題

- 屋内退避時の対応
 - ・屋内退避の有効性の検証，ライフラインの確保，食糧等の手配，通院が必要な者への対応
- バス等の移動手段及び運転手の確保
 - ・県内交通事業者等の協力を得た広域的な車両及び運転手の確保体制及びバスオペレーションシステムの確立
- 病院，社会福祉施設等の避難計画策定の支援
- 避難退域時検査の実施体制の確立
- 感染症感染拡大時の対応